

# 介護予防・日常生活支援総合事業実施方針

## 1 趣旨（介護保険法第115条の45第1項）

平成27年度の介護保険制度改正により、予防給付として提供されている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、地域支援事業に移行され、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）として市町村が行うこととなりました。

本市では、要介護状態の予防と自立に向けた支援、多様な生活支援体制のある地域づくりを早期に進めるために、平成28年4月より総合事業を実施します。

## 2 実施時期

平成28年4月1日

ただし、円滑な移行を進めるために、移行当初は従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス等を実施し、段階的に多様なサービスを導入します。

## 3 実施内容

平成28年4月から実施するサービス

- (1) 訪問介護員等によるサービス（現行の介護予防訪問介護に相当するサービス）
- (2) 通所介護事業者の従事者によるサービス（現行の介護予防通所介護に相当するサービス）
- (3) 訪問型サービスC  
（保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービス）
- (4) 通所型サービスC  
（保健・医療の専門職により提供される3～6か月の短期間で行われるサービス）
- (5) 一般介護予防事業  
（介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業等）
- (6) 介護予防ケアマネジメント

※多様なサービスである訪問型及び通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）訪問型及び通所型サービスB（住民主体によるサービス）、訪問型サービスD（移動支援）並びにその他の生活支援サービスについては、準備が整い次第実施します。

## 4 総合事業の対象者

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者

- ① 平成28年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
  - ② 平成28年4月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方
- ※要支援認定の有効期間により、平成28年4月から1年間かけて移行します。

また、上記②の基本チェックリストは、市役所介護高齢福祉課の窓口や市内の地域包括支援センターで実施します。

### (2) 一般介護予防事業対象者

- ① 介護保険第1号被保険者の全ての方
- ② 上記①の支援のための活動に関わる方

## 5 訪問介護員等によるサービス及び通所介護事業者の従事者によるサービス

### (1) 指定事業者の指定

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は、総合事業の指定を受けたものとみなされます。（介護保険法第115条の45の3）

平成27年4月1日以降は、伊勢原市訪問介護員等によるサービス、伊勢原市通所介護事

者の従事者によるサービスの指定を受ける必要があります。

(2) サービス基準

人員、設備、運営基準については、従来の基準（神奈川県「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」条例第21号）を基に実施基準を定めます。

(3) サービス内容

- ① 身体介護、生活支援（現行の介護予防訪問介護と同様）（「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」平成18年厚生労働省告示第127号）
- ② 生活機能向上のための機能訓練（現行の介護予防通所介護と同様）（同上）

(4) 単価及び単位

現行と同様とします。（「厚生労働大臣が定める1単位の単価」平成27年厚生労働省告示第93号）

(5) 利用者負担

介護給付の利用者負担割合と同様（原則1割、一定以上所得者は2割）とします。

## 6 訪問型サービスC及び通所型サービスC

訪問型及び通所型サービスCは、保健・医療の専門職により提供する支援で、3～6か月の短期間で実施します。

(1) 目的

保健・医療の専門職が3～6か月の短期間で集中的に実施し、生活機能を改善することを目的とします。

(2) サービス内容

- ① 保健・医療の専門職によるアセスメント
- ② 栄養・口腔機能・運動機能の改善及び維持並びに健康管理のための支援
- ③ アセスメントに基づいた多様なサービス及び地域の通いの場等への参加支援

(3) 利用者負担

なし

## 7 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメントの類型

- ① ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）
- ② ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）
- ③ ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

訪問介護員等によるサービス及び通所介護事業者の従事者によるサービス、訪問型及び通所型サービスCを利用する場合には、①ケアマネジメントAにより実施します。

(2) 介護予防ケアマネジメントの実施主体

利用者本人が居住する地域包括支援センター

(3) 介護予防ケアマネジメントの報酬

ケアマネジメントAについては現行の介護予防支援事業費と同じ単位・単価とします。

(4) 地域包括支援センターは、介護予防支援と同様に業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。